

## 候補地の比較評価項目・基準・配点（案）の補足資料

### 1 次審査

確認項目No. 1	面積要件	補足 - 1
確認項目No. 2	洪水浸水地域	補足 - 2
確認項目No. 3	自然公園法で規定する公園	補足 - 3

### 2 次審査

評価小項目No. 5	地域住民の日常生活への影響	補足 - 4
評価小項目No. 6	地域景観への影響	補足 - 5
評価小項目No. 7	里地里山の保全	補足 - 6
評価小項目No. 8	生物多様性の保全	補足 - 8
評価小項目No. 9	地球温暖化防止	補足 - 10
評価小項目No.10	各種規制の状況	補足 - 13
評価小項目No.11	用途地域の適合	補足 - 24
評価小項目No.12	液状化予測地域	補足 - 28
評価小項目No.13	地形の状況	補足 - 31

### 3 次審査

評価小項目No.14	周辺住民の理解度・協力度	補足 - 35
評価小項目No.15	概算事業費	補足 - 35
評価小項目No.16	地域活性化への寄与	補足 - 36

## 1次審査 確認項目No.1 面積要件

確認項目	面積要件
条件	2.5ha（25,000㎡）程度とする。 （防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性もあります。また、面積を満たしていても、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は除外します。）

### 面積要件の2.5ha程度について

面積要件は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会より報告のあった「次期中間処理施設整備事業の基本方針の概略について」において、処理規模を166t/日±10%と定め、必要とする土地面積は建替え用地も含め、現在地と同じ2.5ha程度とされています。

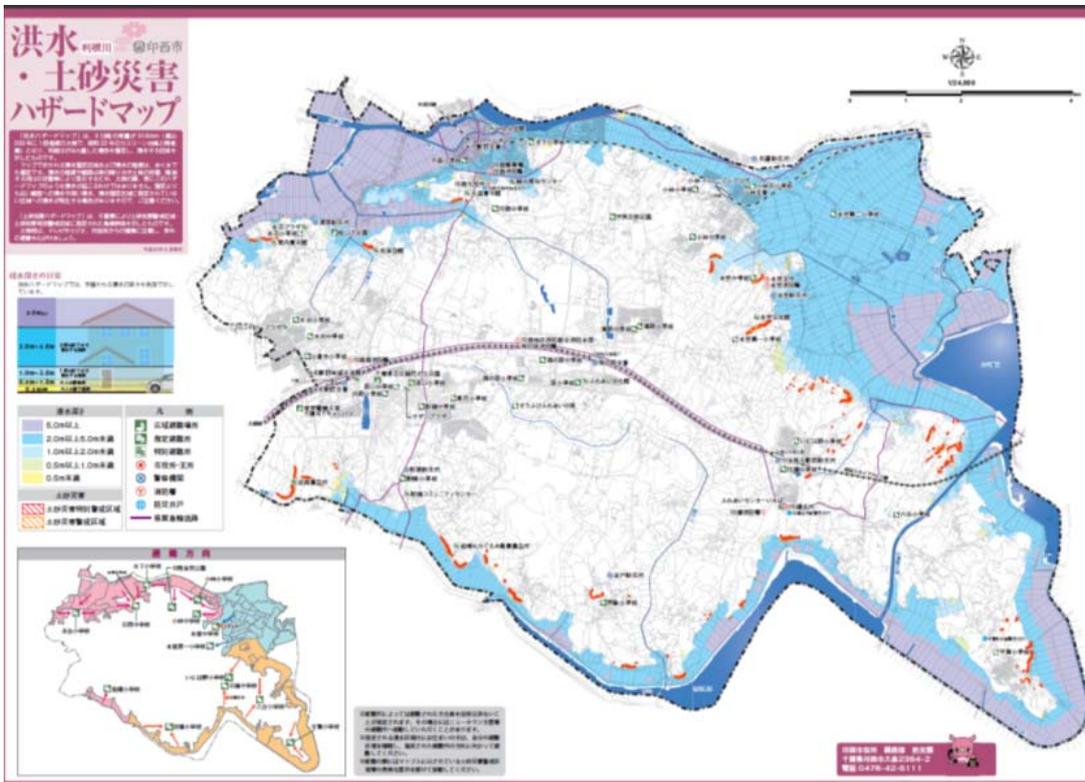
ただし、候補地の土地利用や用途指定の状況により、防災調整池を設置する必要がある場合も想定されることから2.5ha以上の面積が必要となる可能性もあることを注記しています。

## 1次審査 確認項目No.2 洪水浸水地域

確認項目	洪水浸水地域
条件	洪水によって浸水する地域を除外する。 (用地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外します。)
評価方法	既存資料などの必要情報を地図に表示し、判断します。
解説	浸水により、施設機能やアクセス道路の機能が失われることを避けます。

### 基礎データ

#### 例示 印西市 洪水・土砂災害ハザードマップ

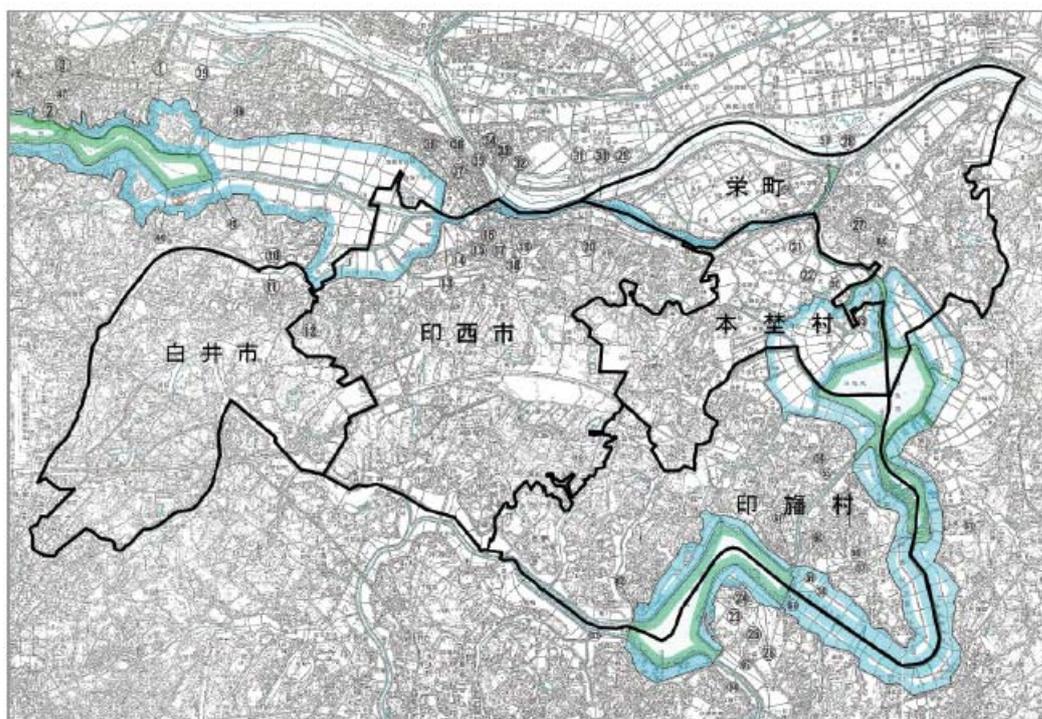


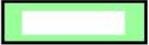
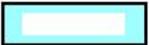
## 1次審査 確認項目No.3 自然公園法で規定する公園

確認項目	自然公園法で規定する公園
条件	自然公園法で規定する県立自然公園を含む用地を除外する。 (用地の一部が県立自然公園であっても除外します。)
評価方法	既存資料などの必要情報を地図に表示し、判断します。

### 基礎データ

※印西市、白井市、栄町で該当するのは、県立自然公園（県立印旛手賀自然公園）のみです。



保護計画凡例	
	第3種特別地域
	普通地域
利用計画凡例	
	展望施設
	園地
	車道
	歩道

## 2次審査 評価小項目No.5 地域住民の日常生活への影響

大項目	生活環境の保全	最大減点	-35点
小項目	地域住民の日常生活への影響	最大減点	-30点（下表最大減点の合計）
評価方法	現地調査を実施し、候補地周辺の状況を確認します。 必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。		

### 評価の考え方

候補地周辺における状況を施設の類似性から整理し、配分しました。

- ① 住宅
- ② 学校等：学校、保育所、図書館
- ③ 病院等：病院、診療所、特別養護老人ホーム

※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を示します。

※保育所とは、保育所、保育園を示します。

現地調査の結果、検討委員会が同等と認めた施設がある場合は、上記の分類に準じて評価します

### 設定範囲の考え方

環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」では、騒音、振動の影響を100m程度としていることや、千葉県の「廃棄物処理施設の立地に関する基準」（民間の施設を対象）では、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からおおむね100m以内の土地は避けることが望ましいとしていることから、100mを評価基準として設定しました。また、計画標準案（建設省、昭和35年）では、付近300m以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこととしていることから、300mも評価基準として設定しました。（距離計測の起点は、候補地の敷地境界とします。ただし、想定されるアクセス道路ルートを買収用地は対象外とします。）

### 住宅（最大減点 -10点）

減点	評価基準
0点	300m以内に住宅がない。
-5点	100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。
-10点	100m以内に住宅がある。

### 学校等（最大減点 -10点）

減点	評価基準
0点	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。
-5点	100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。
-10点	100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。

病院等（最大減点 - 10点）

減点	評価基準
0点	300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。
-5点	100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、100m超から300m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。
-10点	100m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。

2次審査 評価小項目No.6 地域景観への影響

大項目	生活環境の保全	最大減点	-35点
小項目	地域景観への影響	最大減点	-5点
評価方法	現地調査を実施し、候補地周辺の状況を確認します。 空中写真に必要情報を表示し、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。		

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大減点 - 5点）

減点	評価基準
0～-5点	歴史文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響

## 2次審査 評価小項目No.7 里地里山の保全

大項目	自然環境等の保全	最大減点	-25点
小項目	里地里山の保全	最大減点	-10点
評価方法	現地調査を実施し、候補地周辺の状況を確認します。 既存資料など必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。		

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大減点 -10点）

減点	評価基準
0～-10点	森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況を踏まえ総合的に評価します。
解説	里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域を指します。

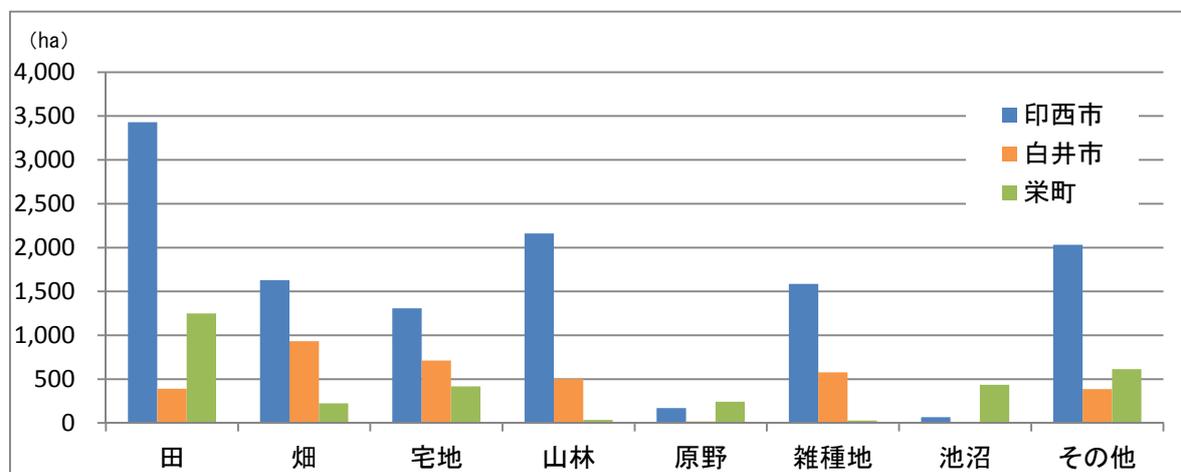
### 基礎データ

地目別土地利用の状況は以下のとおりです。なお、印西地区に保安林は存在しません。

単位:(ha)

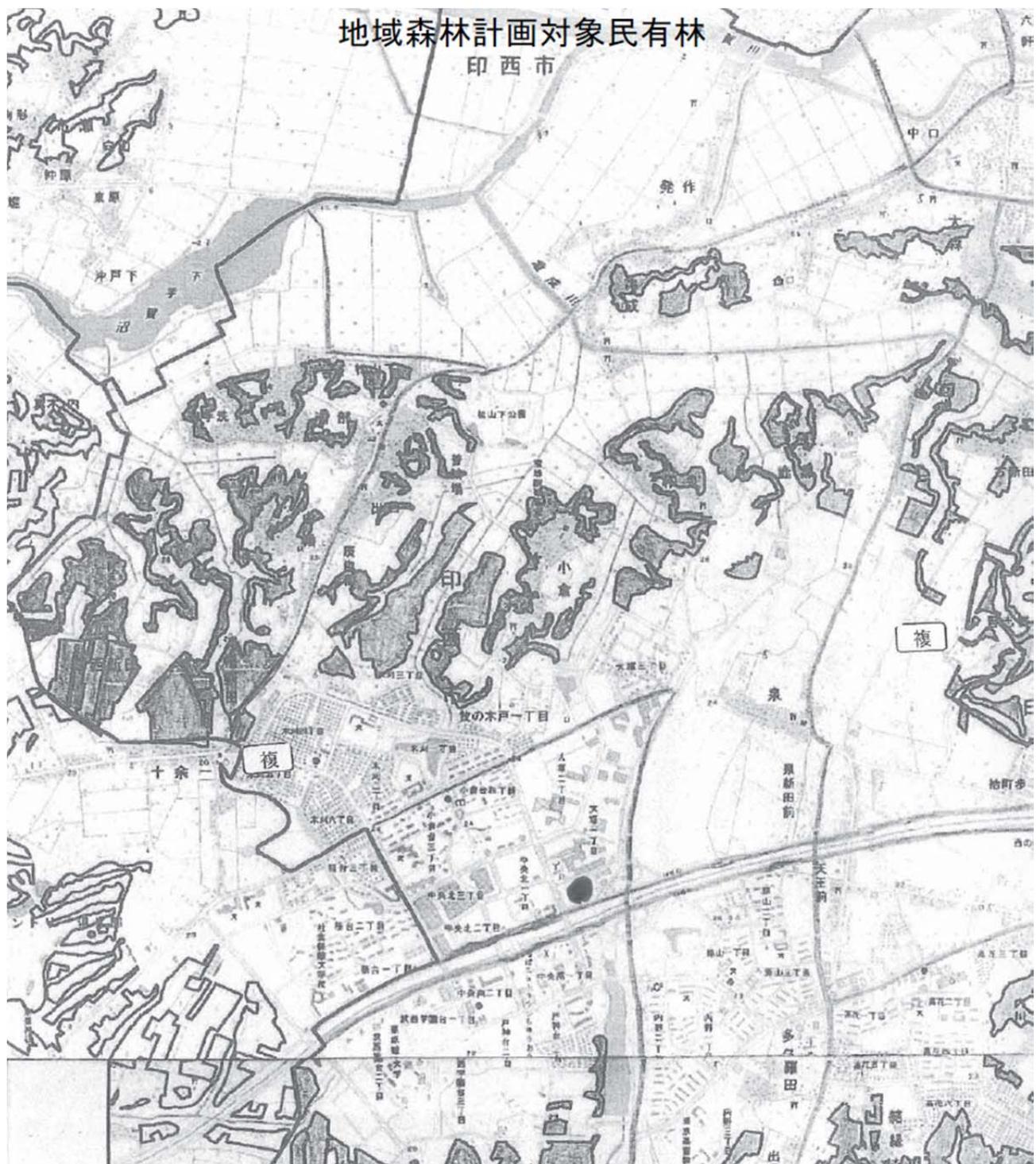
市町名	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	備考
印西市	3,429	1,628	1,307	2,161	171	1,585	67	2,032	その他 (牧場含む)
白井市	389	933	713	501	17	577	-	387	-
栄町	1,249	225	417	36	242	28	435	614	-

備考: 印西市、白井市は平成24年データ、栄町は平成23年データにより作成



地目別土地利用の状況

参考例示（印西市の一部）



## 2次審査 評価小項目No.8 生物多様性の保全

大項目	自然環境等の保全	最大減点	- 25点
小項目	生物多様性の保全	最大減点	- 5点
評価方法	現地調査を実施し、候補地及び周辺の状況を確認します。 既存資料など必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。		

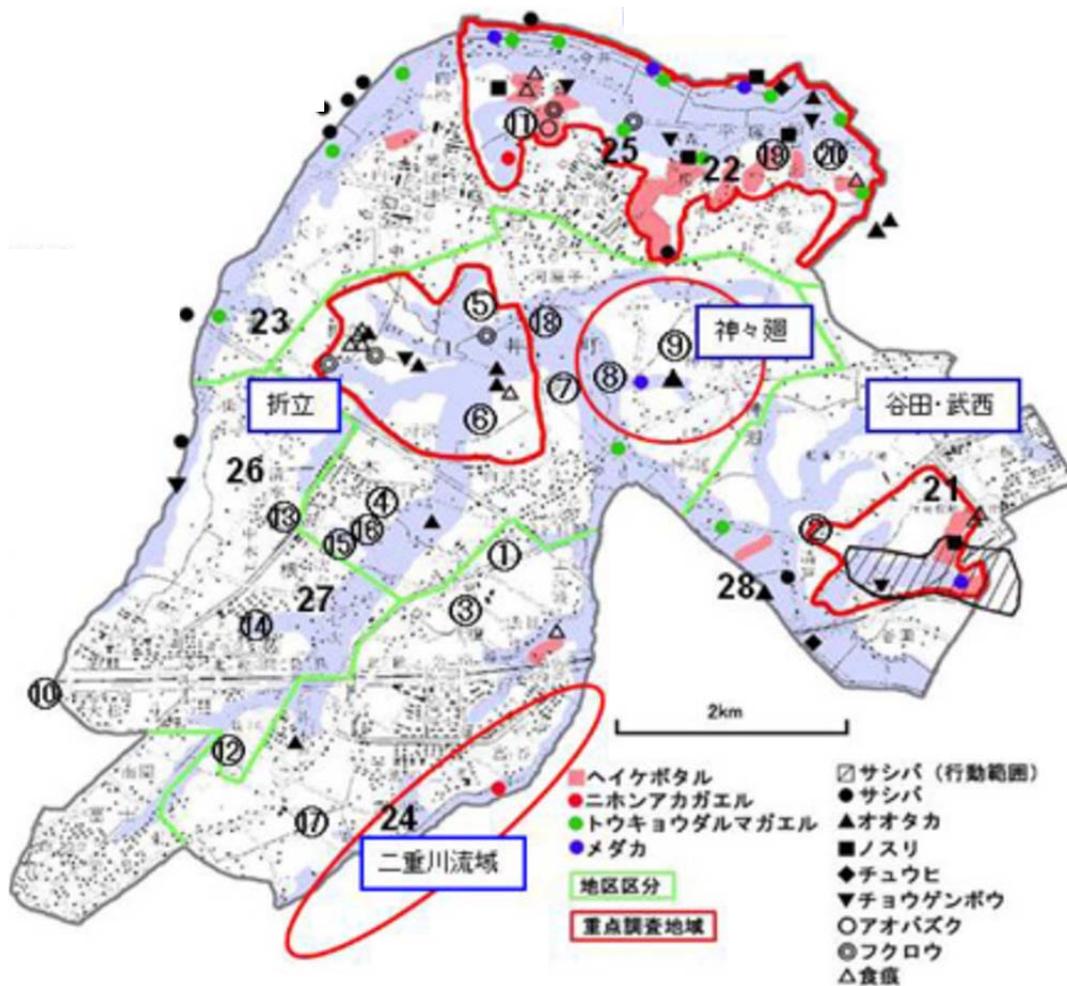
### 生物多様性の保全（最大減点 - 5点）

減点	評価基準
0点	候補地内に貴重種が分布または高度利用する可能性が低い。
- 5点	候補地内に貴重種が分布または高度利用する可能性が高い。
解説	<p>貴重種とは、一般には、固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種を指します。</p> <p>貴重種の一つとして挙げられる猛禽類は食物連鎖（生態系）の頂点に位置する生き物で、猛禽類が存在することは生態系の多様性が保全されていることを示します。</p>

## 基礎データ

猛禽類の営巣等については、現地調査及び既存文献等で把握します。

参考例示：白井市生物多様性調査より



## 2次審査 評価小項目No.9 地球温暖化防止

大項目	自然環境等の保全	最大減点	- 25点
小項目	地球温暖化防止	最大減点	- 10点
評価方法	<p>① 走行距離の算出                  地区別人口から関係市町の人口重心を算出し、人口重心から候補地までの距離を測定します。</p> <p>② 車両台数の設定                  印西地区ごみ処理基本計画検討委員会と整合を図りながら、ごみ処理の年間計画処理量を設定します。                  この年間計画処理量を収集運搬車の1回あたり平均運搬量で割り、車両台数を設定します。</p> <p>③ 温室効果ガスの算出                  走行距離×車両台数×排出係数×地球温暖化係数=温室効果ガス発生量を算出し、下表の評価基準に基づき評価します。</p>		

### 地球温暖化防止（最大減点 - 10点）

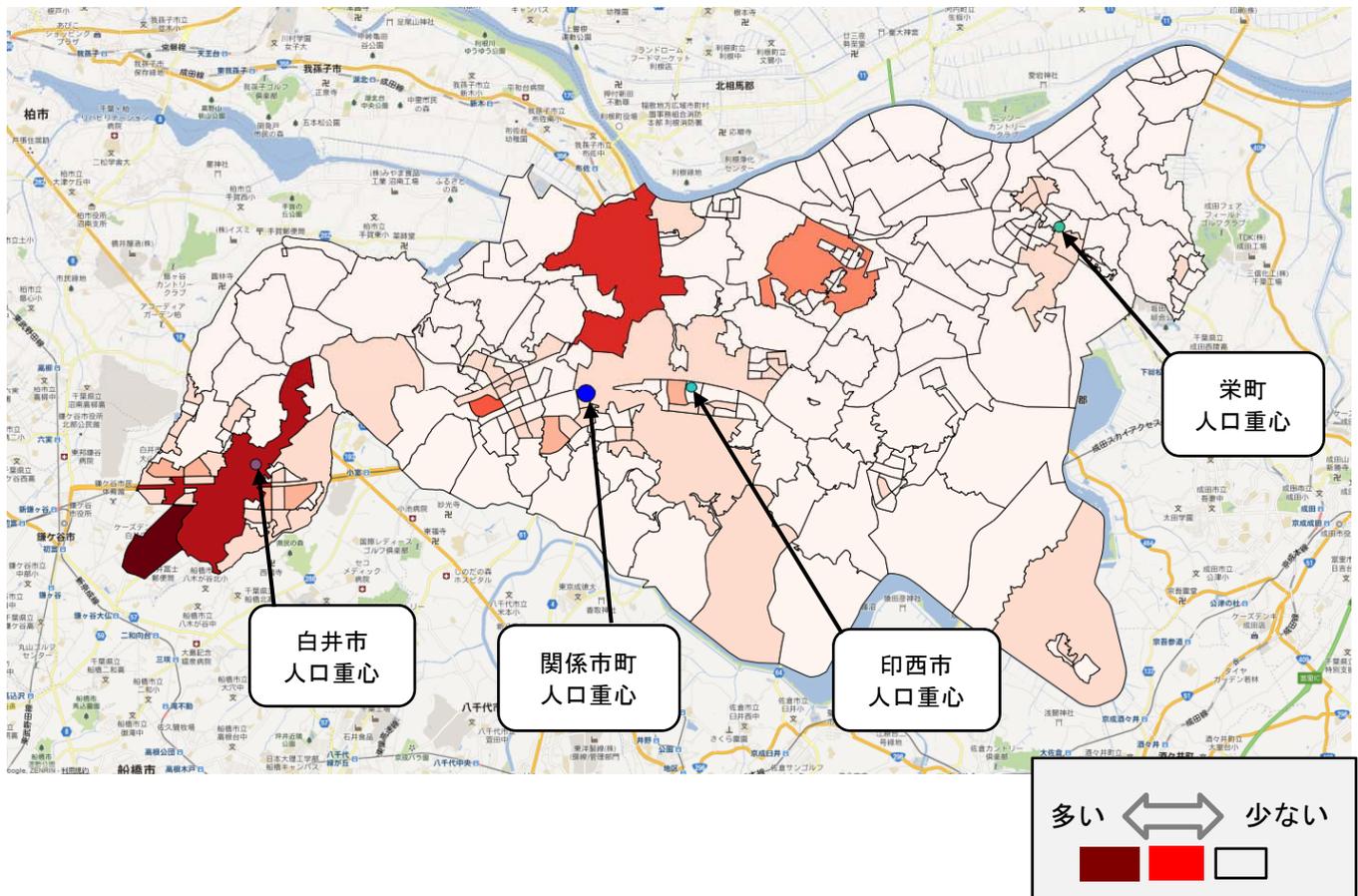
減点	評価基準
0 ~ - 10点	<p>収集運搬車による温室効果ガス発生量が最多の候補地を「- 10点」とし、他の候補地は点数を比例配分します。</p> <p style="margin-left: 20px;">- 10点 × (当該地における温室効果ガス発生量 / 最多の温室効果ガス発生量)</p> <p>※小数点以下第1位を四捨五入し整数とします。</p>

## 基礎データ

### ① 走行距離の算出

#### 関係市町の人口重心

平成 22 年国勢調査に基づく人口重心位置は以下に示すとおりです。  
関係市町の人口重心から候補地までの直線距離を算出します。



### ② 車両台数の設定

関係市町ごとに年間計画処理量を設定し、収集運搬車の 1 回あたり平均運搬量を想定して、車両台数をそれぞれ算出します。

算出例)  $52,928 \text{ トン/年} \div 1.6 \text{ トン} (2 \text{ トン車} \times 80\%) = 33,080 \text{ 台/年}$

※平成 25 年度印西地区ごみ処理実施計画

### ③ 温室効果ガス算出方法

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号)に定められた算出方法に基づき算出します。

温室効果ガスを排出する活動は、自動車の走行に伴う燃料の使用が該当します。

自動車の走行に伴って発生する温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>) 及び一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) が発生しますが、地球温暖化係数 (CO<sub>2</sub> を 1 とした場合の係数) を用いて二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) に換算します。

算定式は以下のとおりです。

$$\text{温室効果ガス量} = \text{走行量} \times \text{車両台数} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

#### 温室効果ガスの種類の種類と地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310

#### 二酸化炭素の排出係数

平均走行速度	温室効果ガス	車種区分	排出係数	地球温暖化係数
20 km/h	二酸化炭素	大型車類	1.1324 kg-CO <sub>2</sub> /km	1

#### 燃料の種類と排出係数

燃料の種類	温室効果ガス	車種区分	排出係数	地球温暖化係数
軽油	メタン	普通貨物車	0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km	21
	一酸化二窒素		0.000014 kg-N <sub>2</sub> O/km	310
ガソリン	メタン	普通貨物車	0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km	21
	一酸化二窒素		0.000039 kg-N <sub>2</sub> O/km	310

#### 算出例)

走行距離 10km、車両台数約 33,000 台/年、燃料の種類は軽油で設定

温室効果ガス量(二酸化炭素)

$$= 10\text{km} \times 33,000 \text{ 台/年} \times 1.1324 \times 1 = 373,692.00\text{kg-CO}_2$$

温室効果ガス量(メタン)

$$= 10\text{km} \times 33,000 \text{ 台/年} \times 0.000015 \times 21 = 103.95\text{kg-CO}_2$$

温室効果ガス量 (一酸化二窒素)

$$= 10\text{km} \times 33,000 \text{ 台/年} \times 0.000014 \times 310 = 1,432.20\text{kg-CO}_2$$

総温室効果ガス量

$$= 373,692.00\text{kg-CO}_2 + 103.95\text{kg-CO}_2 + 1,432.20\text{kg-CO}_2 = 375,228.15\text{kg-CO}_2$$

## 2次審査 評価小項目No.10 各種規制の状況

大項目	法規制	最大減点	- 25点
小項目	各種規制の状況	最大減点	- 20点（下表減点の合計）
評価方法	必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。		

### 航空規制（最大減点 - 5点）

減点	評価基準
0点	高さ制限がない。 または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。
- 3点	高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。
- 5点	高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。
解説	飛行場周辺は、航空機の安全な離着陸を確保するために、その支障となるような障害物がないような状態にしておく必要があります。 このため、航空法は、飛行場周辺の一定の地域内では、飛行場からの距離に応じて建築物についての高さの制限を定めています。（航空法第49条）
備考	成田空港・下総航空基地が対象となります。 100m：清掃工場の煙突として一般的に高いと考えられる高さ。 60m：現施設の煙突（59m）と同等の高さ。

### 埋蔵文化財包蔵地（最大減点 - 5点）

減点	評価基準
0点	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。
- 3点	候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
- 5点	候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。
解説	埋蔵文化財包蔵地は、石器・土器などの遺物の出土、貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれている土地であることが認識されている土地です。
備考	埋蔵文化財包蔵地であっても、既に調査が完了または造成工事等が伴わない用地部は、調査対象となりません。

農用地区域（最大減点 － 5 点）

減点	評価基準
0 点	候補地内に農用地区域がない。
－ 3 点	候補地内の 5 0 %未満が農用地区域。
－ 5 点	候補地内の 5 0 %以上が農用地区域。
解説	農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。

生産緑地地区（最大減点 － 5 点）

減点	評価基準
0 点	候補地内に生産緑地地区がない。
－ 3 点	候補地内の 5 0 %未満が生産緑地地区。
－ 5 点	候補地内の 5 0 %以上が生産緑地地区。
解説	生産緑地地区制度では、市街化区域内において緑地機能及び公共施設用地としての多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資する目的で市町村長が生産緑地地区を指定します。

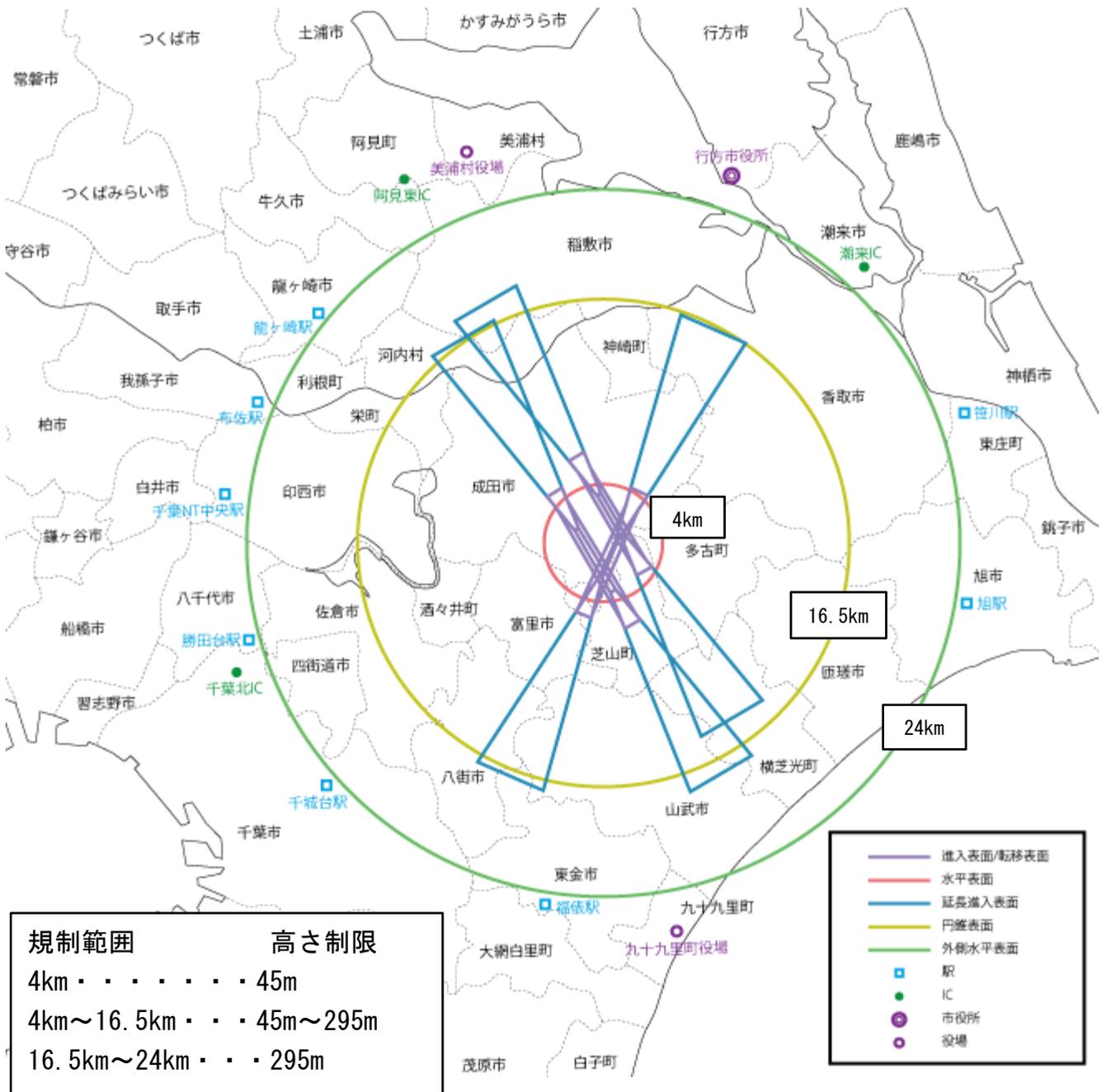
## 基礎データ

### 航空規制（高さ制限）

成田国際空港周辺では、航空の安全を確保するため航空法第 49 条に基づき、一定の空域（おおむね半径 24km 以内）を障害物がない状態に保つ必要があり、制限表面（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。

この制限表面を超える高さの建築物等（建物、避雷針、テレビアンテナ等の物件の他、工専用クレーンや植栽等も含まれます）を設置することは禁止されています。

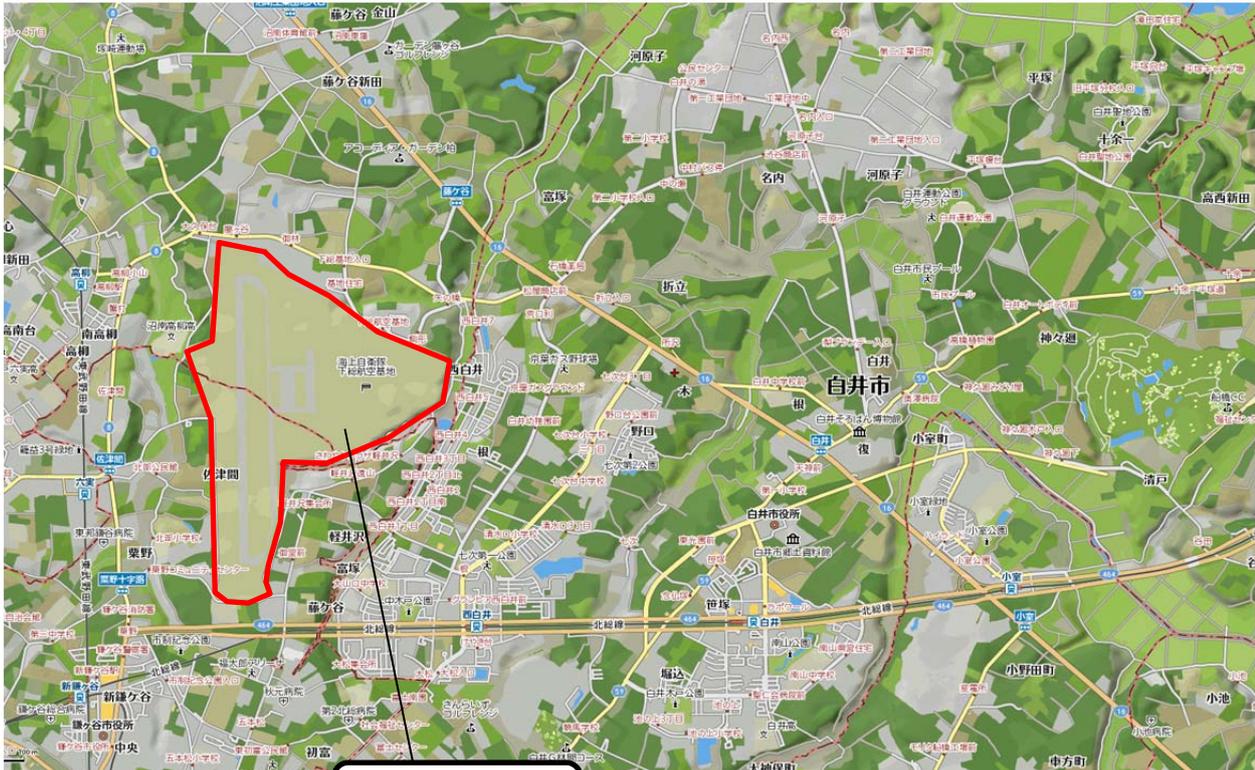
「本来計画における制限表面」運輸省告示第 30 号（昭和 42 年 1 月 30 日）において告示された制限表面



（標点位置） ※日本測地系 北緯 35 度 45 分 50 秒 東経 140 度 23 分 28 秒 （標高） 41m

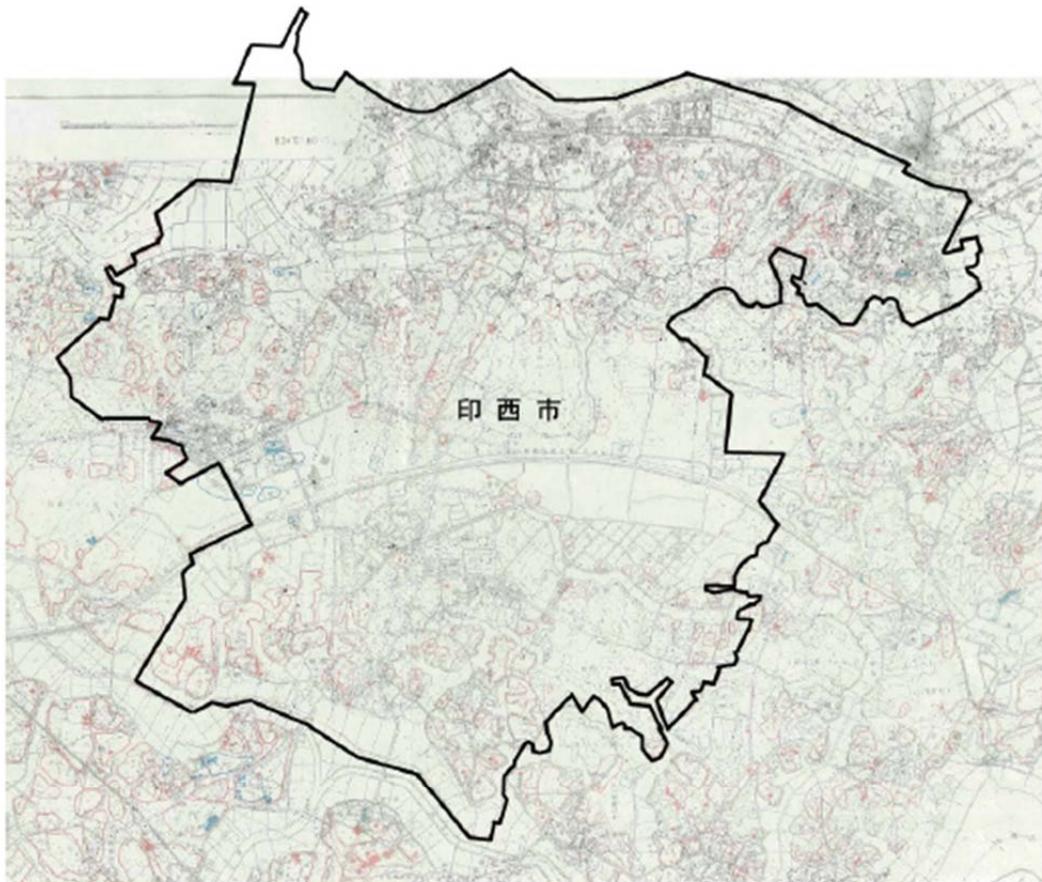
## 下総航空基地（陸上自衛隊）

下総航空基地は千葉県柏市にある海上自衛隊の航空基地です。下総航空基地には、教育航空集団司令部、第3術科学校、下総教育航空群司令部、第203教育航空隊、第203整備補給隊、下総航空基地隊等多数の部隊が在籍しています。第3術科学校では、主に航空機関係の機体や機器の教育を行い、第203教育航空隊では、P-3C等の操縦士や航空士になるための教育を行っています。



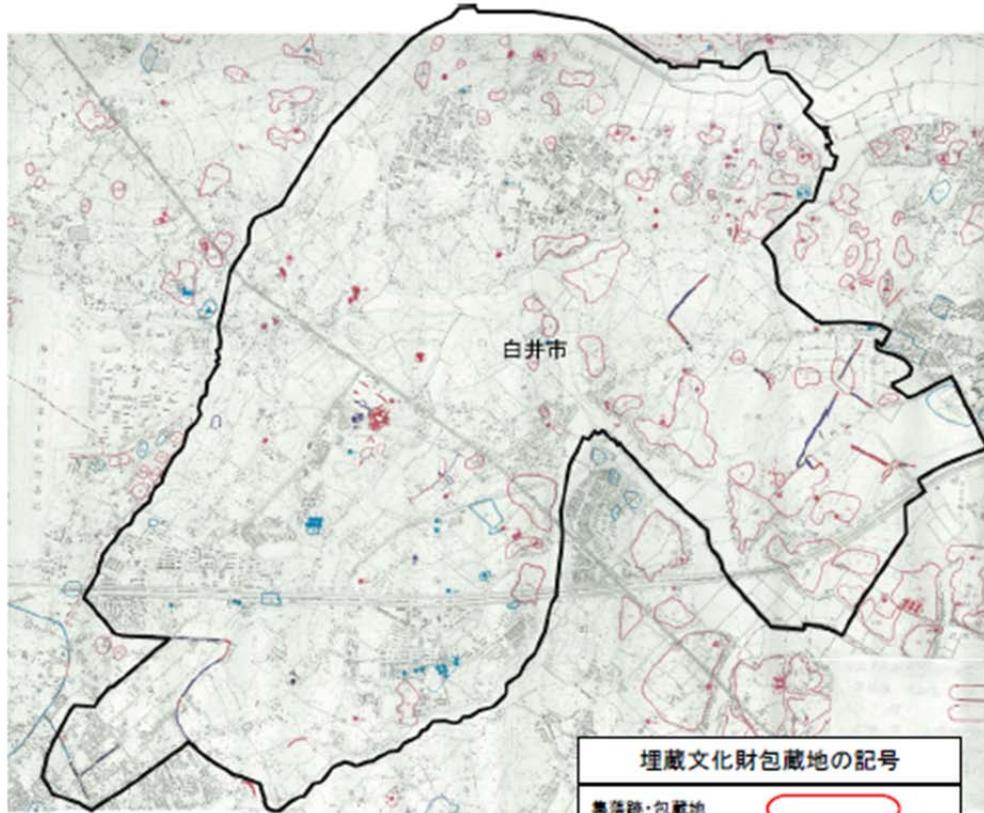
下総航空基地

埋蔵文化財包蔵地  
印西市（合併前）



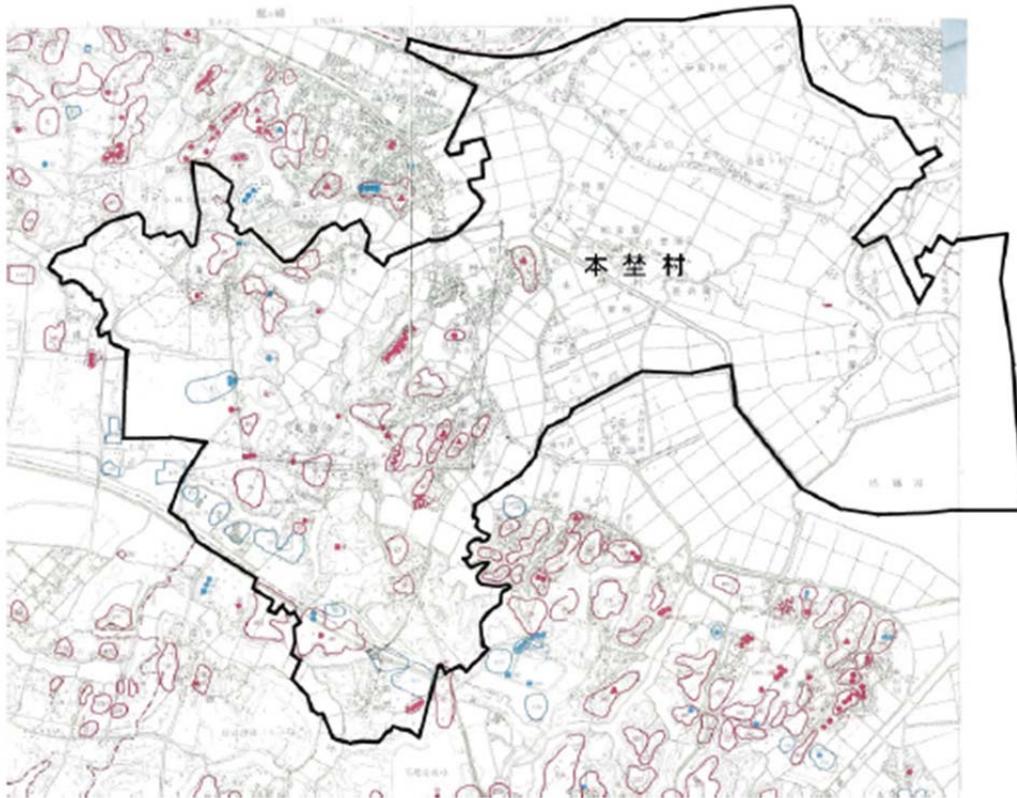
埋蔵文化財包蔵地の記号	
集落跡・包蔵地	
貝塚	
古墳・塚	● 円墳      ▲ 前方後円墳 ■ 方墳      ■ 前方後方墳
横七	
寺院跡	
官衙跡	
城館跡	
窯跡	
窯跡群	
生産跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか)	
丸木船出土地点	
馬土手	

# 白井市

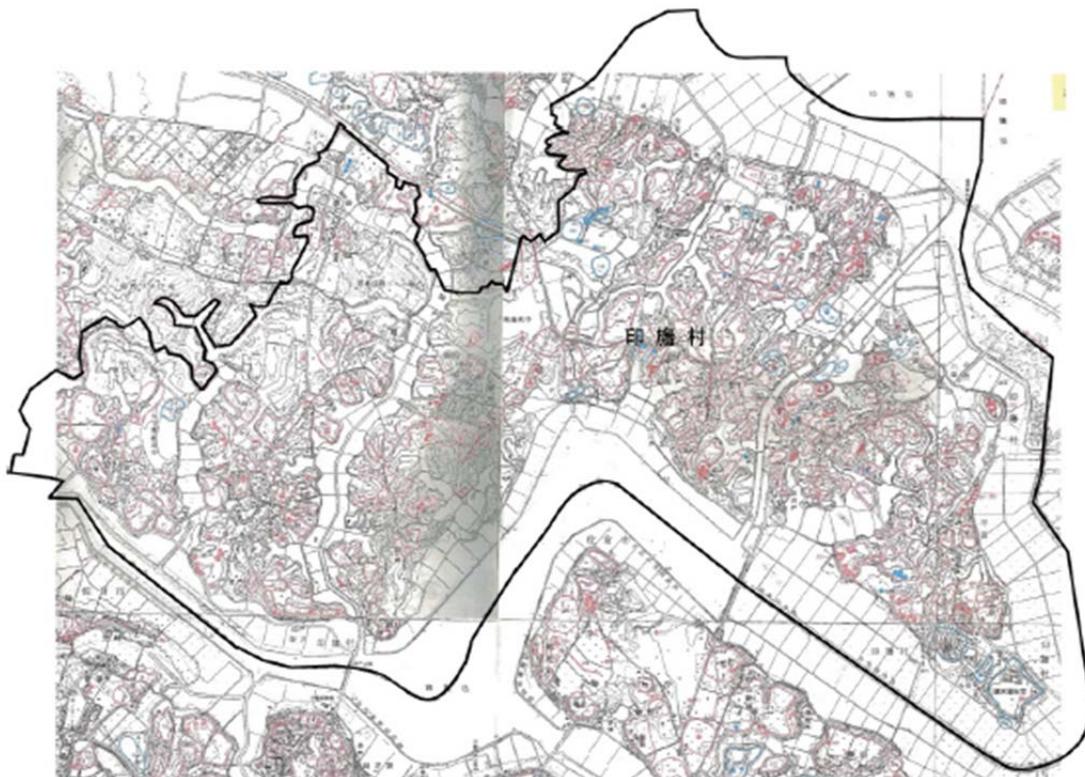


埋蔵文化財包蔵地の記号	
集落跡・包蔵地	
貝 塚	
古 墳 ・ 塚	円墳      前方後円墳
	方墳      前方後方墳
横 七	
寺院跡	
官 衙 跡	
城 館 跡	
窯 跡	
窯 跡 群	
生産跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか)	
丸木船出土地点	
馬 土 手	

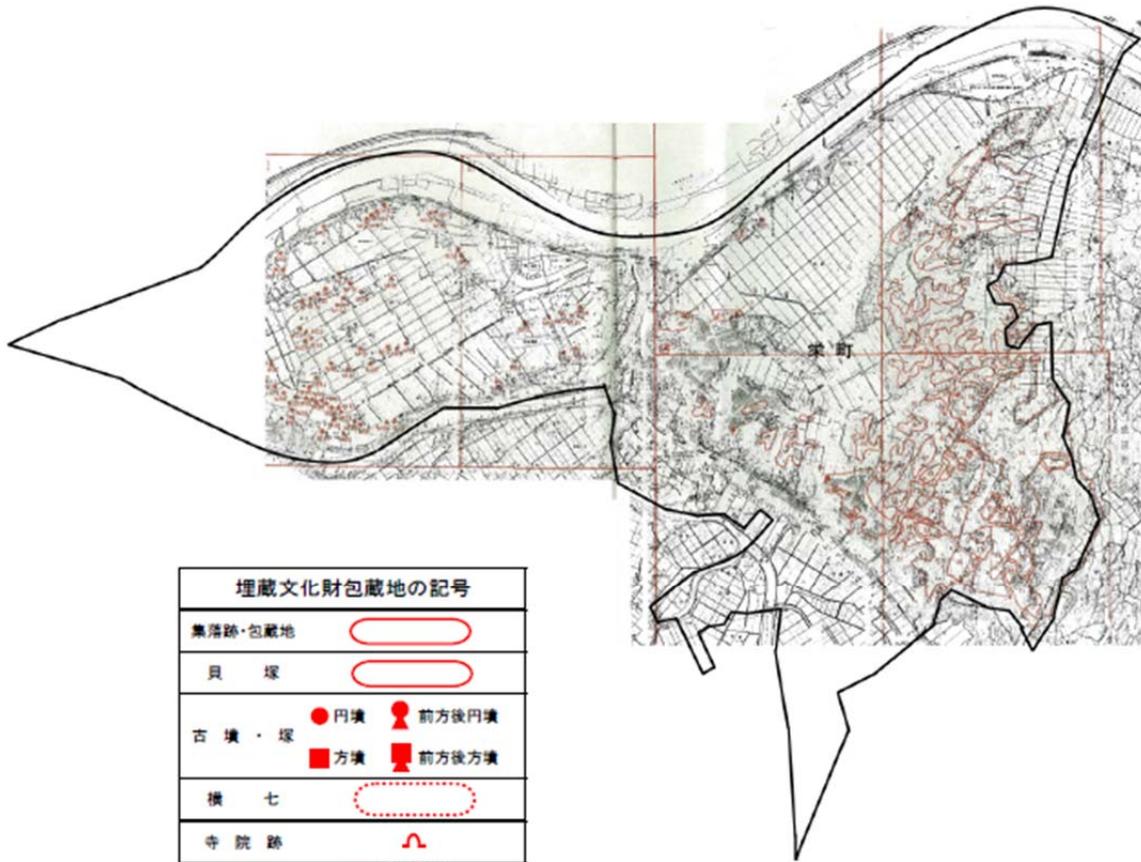
印西市（旧本埜村（合併前））



印西市（旧印旛村（合併前））

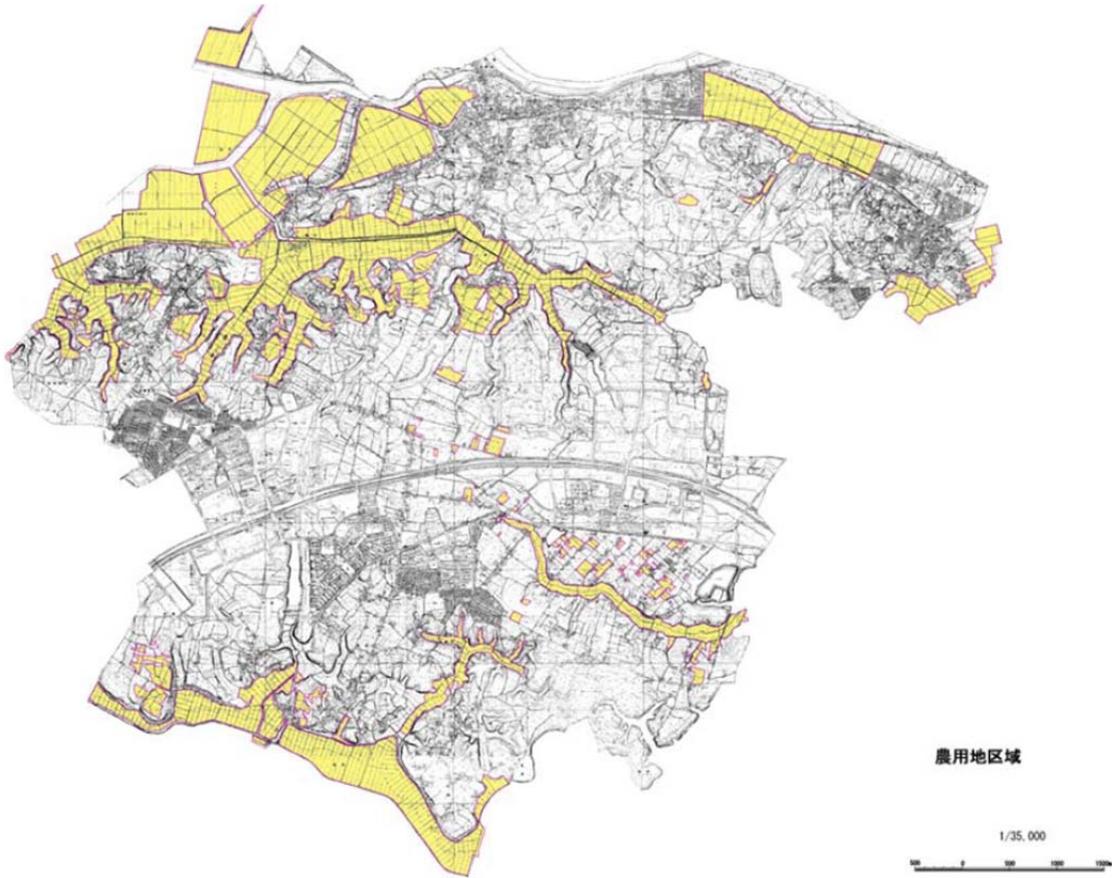


# 栄町



埋蔵文化財包蔵地の記号	
集落跡・包蔵地	
貝塚	
古墳・塚	円墳     前方後円墳 方墳     前方後方墳
横七	
寺院跡	
官衙跡	
城館跡	
窯跡	
窯跡群	
生産跡 (製鉄跡・鑄鋼跡・玉作ほか)	
丸木船出土地点	
馬土手	

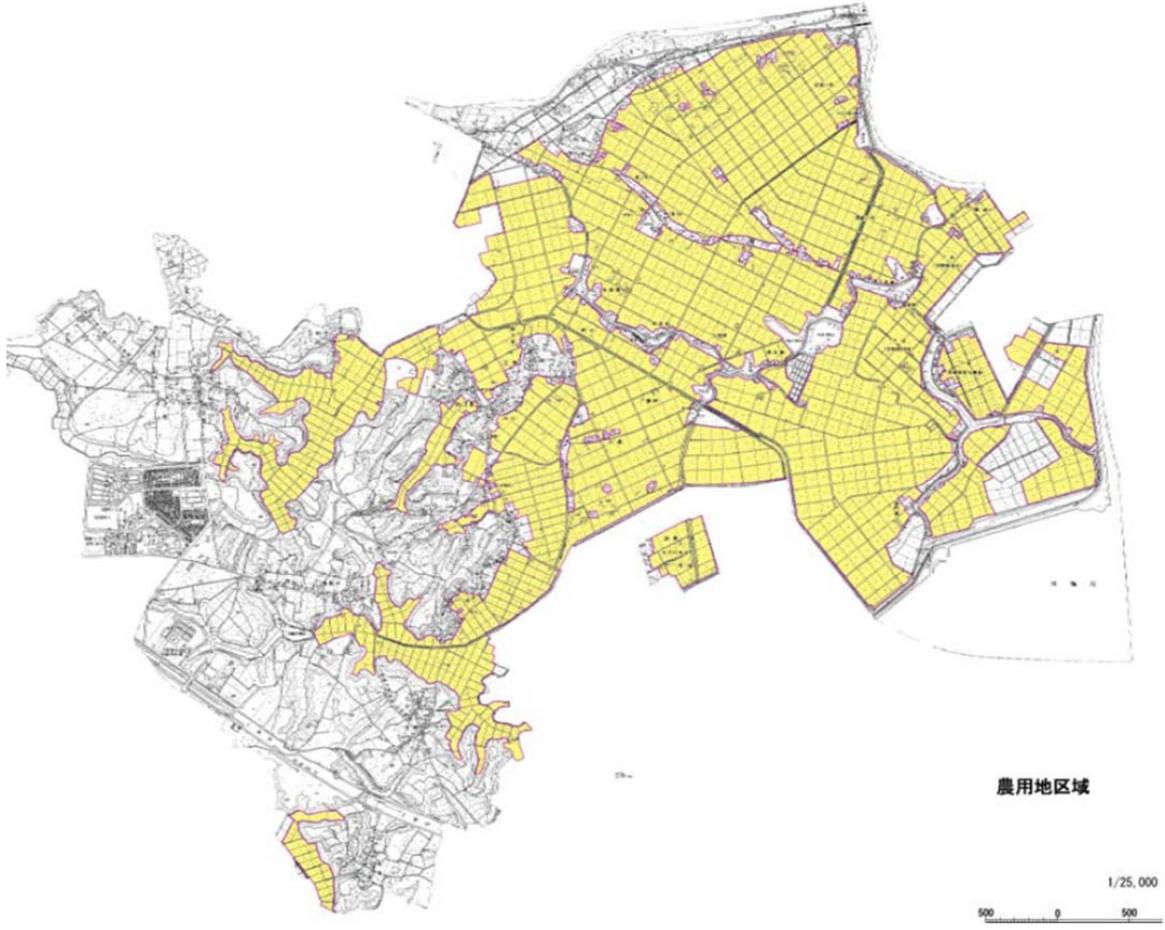
農用地区域  
印西市（合併前）



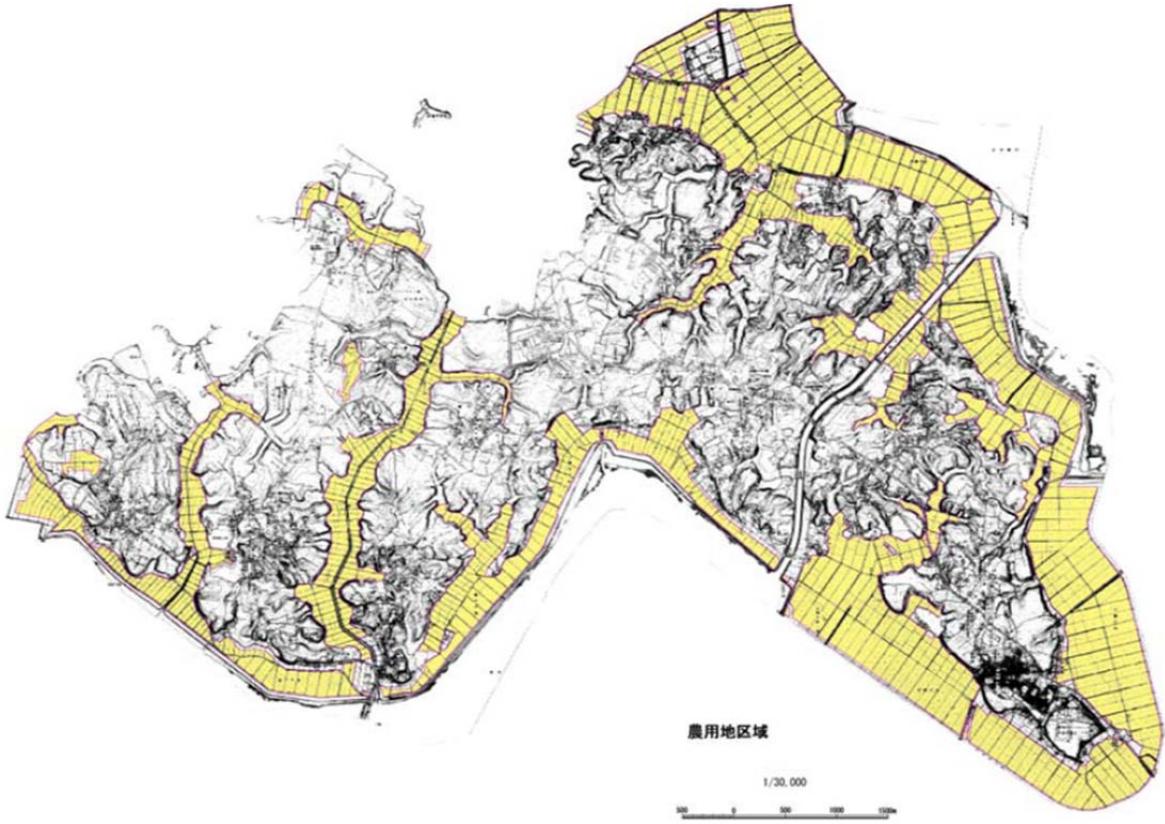
白井市



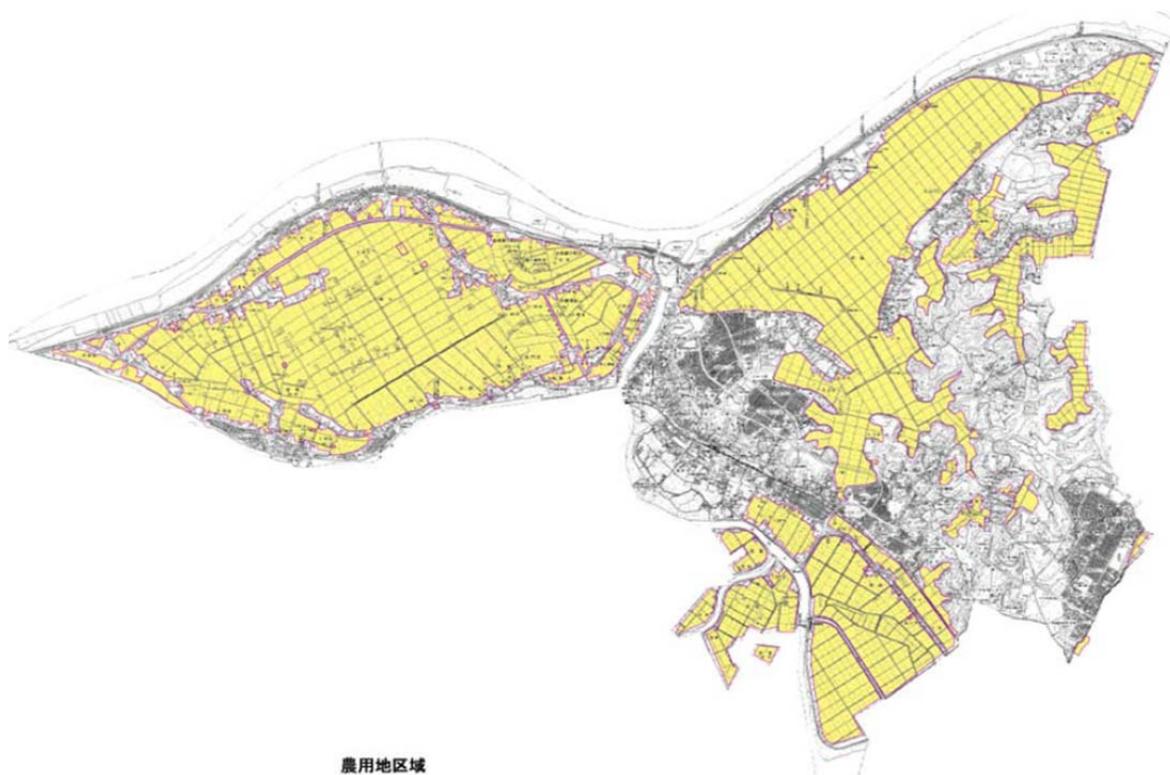
印西市（旧本埜村（合併前））



印西市（旧印旛村（合併前））



## 栄町



### 生産緑地地区のデータ

生産緑地地区決定状況(平成23年12月31日現在)

市町名	地区数	面積(ha)
印西市	18	2.58
白井市	50	43.05
栄町	—	—

出典：千葉県ホームページ

## 2次審査 評価小項目No.11 用途地域の適合

大項目	法規制	最大減点	- 25点
小項目	用途地域の適合	最大減点	- 5点
評価方法	既存資料による必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。		

### 用途地域の適合（最大減点 - 5点）

減点	評価基準
0点	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域
- 5点	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域
減点の考え方	ごみ焼却施設は、都市の生活環境を保全するために必要不可欠な施設であり、都市計画決定の手続きを行えば用途地域の制約は受けず建設が可能とされています。しかしながら主に住民の生活環境に配慮し、住居及び商業用途に供される地域を- 5点に設定しました。
解説	用途地域は、地域における住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るため、各地域の特徴に応じた建築規制を行うものです。 将来のまちづくりの方向性や土地利用の現況・動向などを勘案し、土地利用を計画的に配置し、都市を住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、これを用途地域として定めます。

※印西地区においては、第2種低層住居専用地域及び工業地域の指定はありません。

## 基礎データ

### 用途地域の概要と関係市町の面積

単位：ha

用途地域の種類	概要	印西市	白井市	栄町
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗・事務所を兼ねた住宅、小中学校などが建てられます。	598	300	175
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。住宅、小中学校のほか1500平方メートルまでの一定の店舗なども建てられます。	-	-	-
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。住宅、小中学校のほか大学、病院、500平方メートルまでの一定の店舗等も建てられます。	454	170	34
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。住宅、学校、病院のほか1500平方メートルまでの一定の店舗、事務所なども建てられます。	32	33	-

第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。住宅、学校のほか、3000平方メートルまでの店舗、事務所やホテル・旅館なども建てられます。	178	56	86
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。住宅、学校のほか、店舗、事務所、ホテル、パチンコ店やカラオケボックスなども建てられます。	109	33	-
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。	-	6	-
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅、店舗、事務所のほかに小規模の工場も建てられます。	91	39	11
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。	55	-	-
準工業地域	主に環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が著しい工場以外は、ほとんど建てられます。	358	17	-
工業地域	主として工業業務の利便性増進を図る地域です。どんな工場でも建てられます。住宅、店舗は建てられますが、病院、学校などは建てられません。	-	-	-
工業専用地域	専ら工業業務の利便性増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、病院、学校、ホテルなどは建てられません。	-	193	37
<b>小 計</b>		<b>1,907</b>	<b>847</b>	<b>343</b>
<b>市街化調整区域</b>		<b>10,473</b>	<b>2,694</b>	<b>2,903</b>
<b>都市計画区域面積</b>		<b>12,380</b>	<b>3,541</b>	<b>3,246</b>

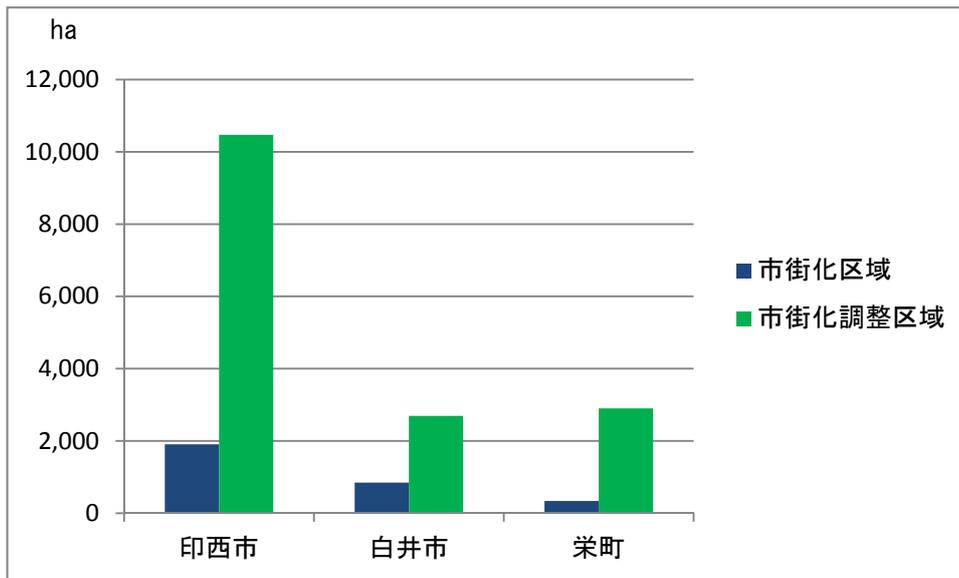
都市計画区域面積は、関係市町の全域が対象です。

## 都市計画区域面積と市街化区域

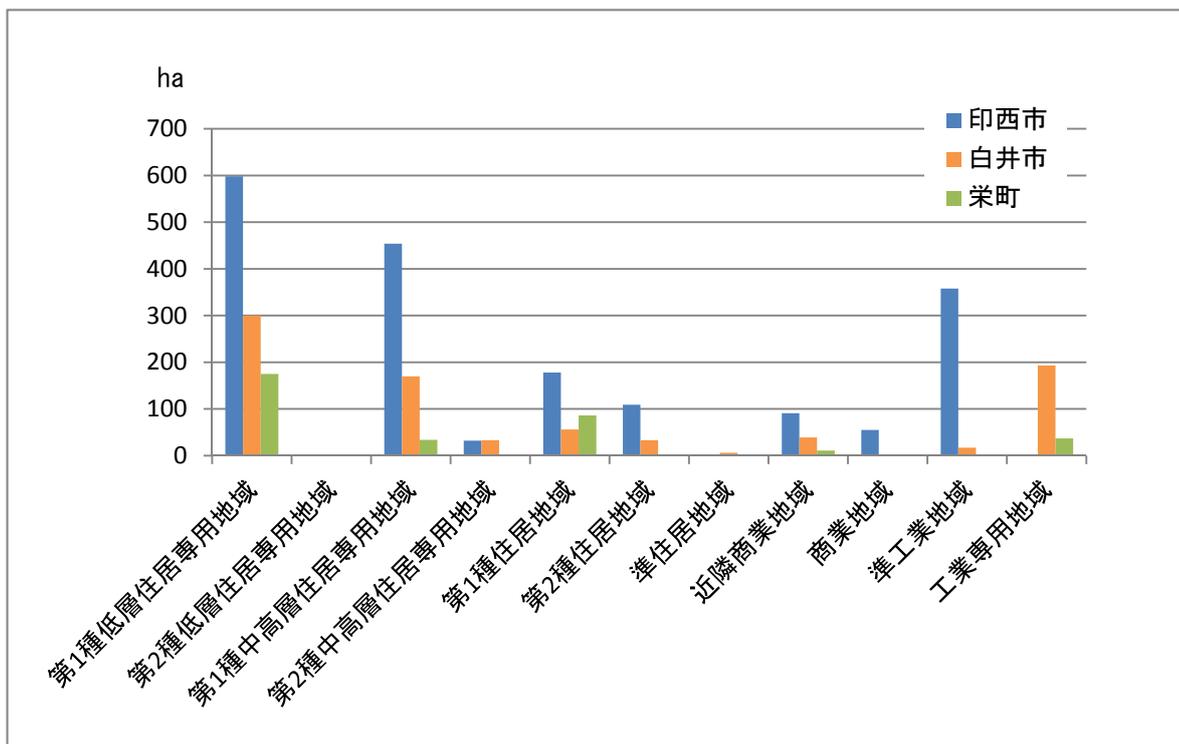
(単位: ha)

市町名	都市計画	市街化区域	市街化調整区域
	区域面積		
印西市	12,380	1,907	10,473
白井市	3,541	847	2,694
栄町	3,246	343	2,903

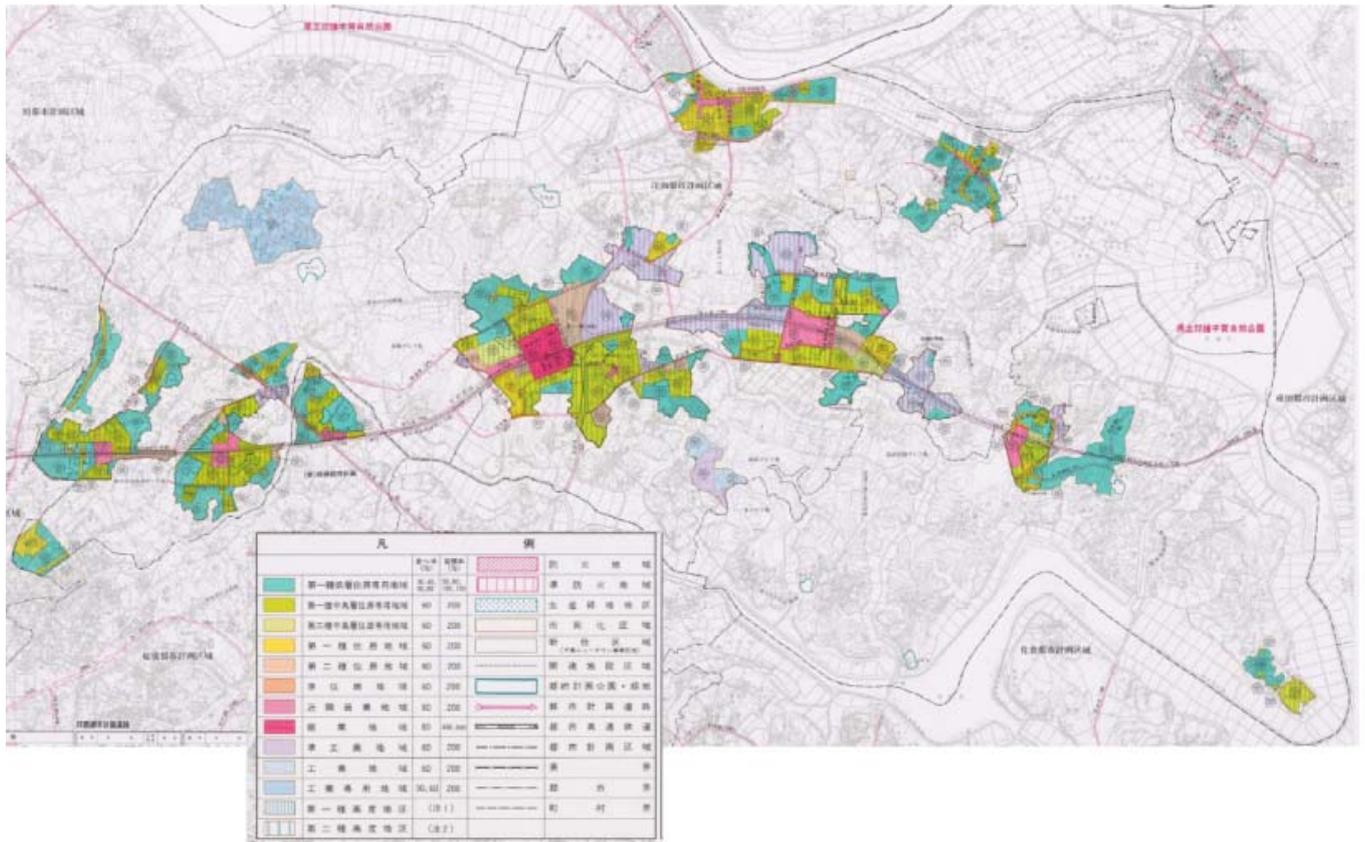
## 市街化区域と市街化調整区域の状況



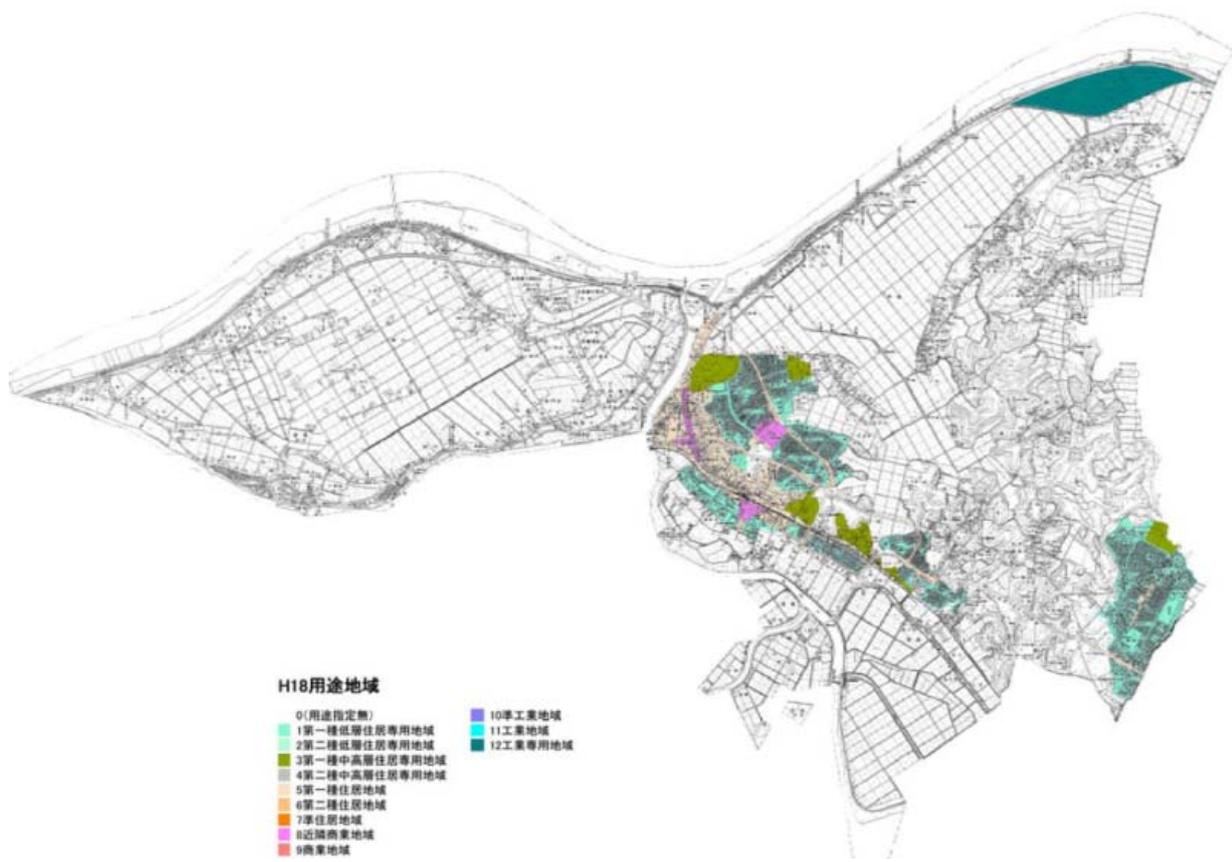
## 用途地域



用途地域 印西地区都市計画（印西市、白井市）



栄町



## 2次審査 評価小項目No.12 液状化予測地域

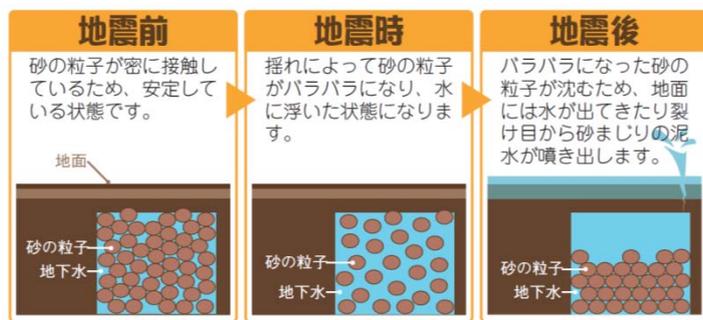
大項目	地盤の安定性	最大減点	-15点
小項目	液状化予測地域	最大減点	-10点
評価方法	県および関係市町の既存データを地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。		

### 液状化予測地域（最大減点 -10点）

減点	評価基準
0点	候補地内は液状化対象外である。
-5点	候補地内に液状化がややしやすい土地がある。
-10点	候補地内に液状化がしやすい土地がある。
解説	液状化とは、地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。埋立地や河口など水分をたくさん含んだ砂質の地盤で発生する現象で、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりします。

### 基礎データ

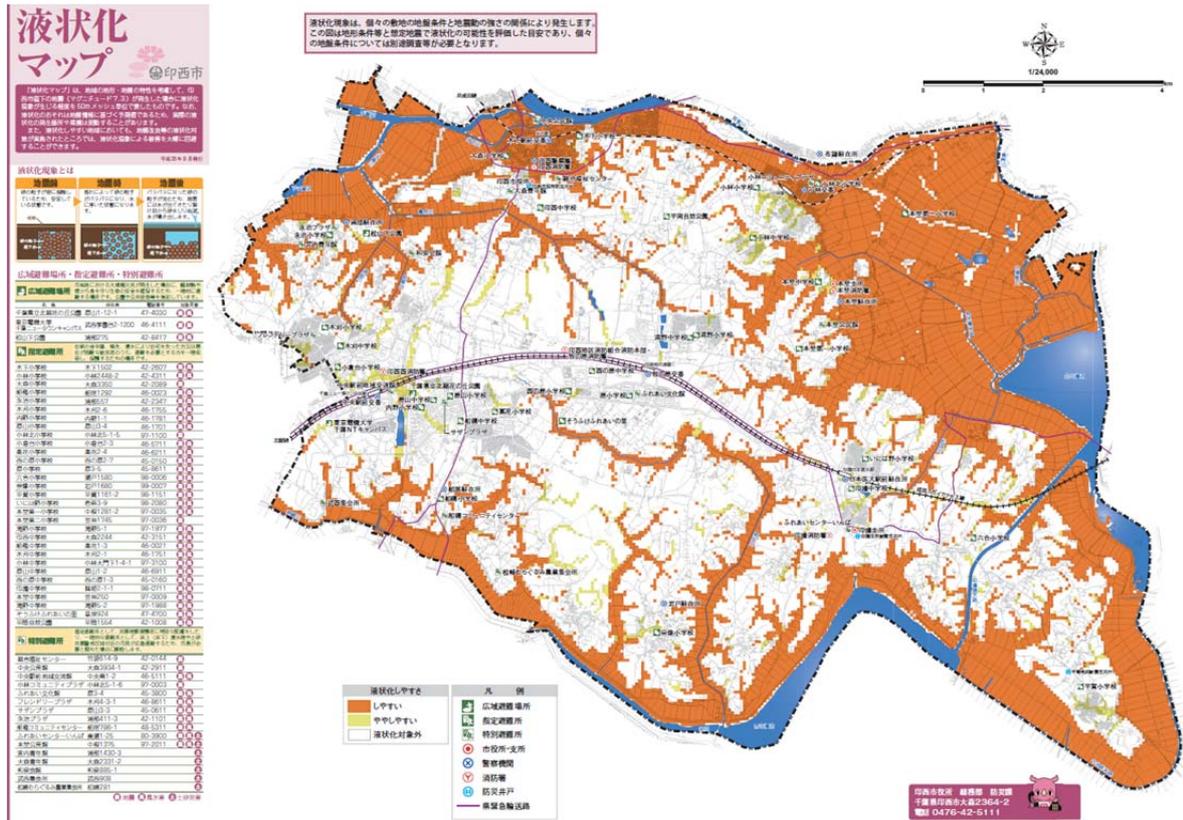
#### 液状化現象とは



#### 液状化対策とは

液状化対策としては、地盤をセメントで改良する方法、建設物においては、地中の排水パイプの設置や、しっかりとした地盤まで杭基礎をいれる等の方法で液状化による被害を防いでいます。

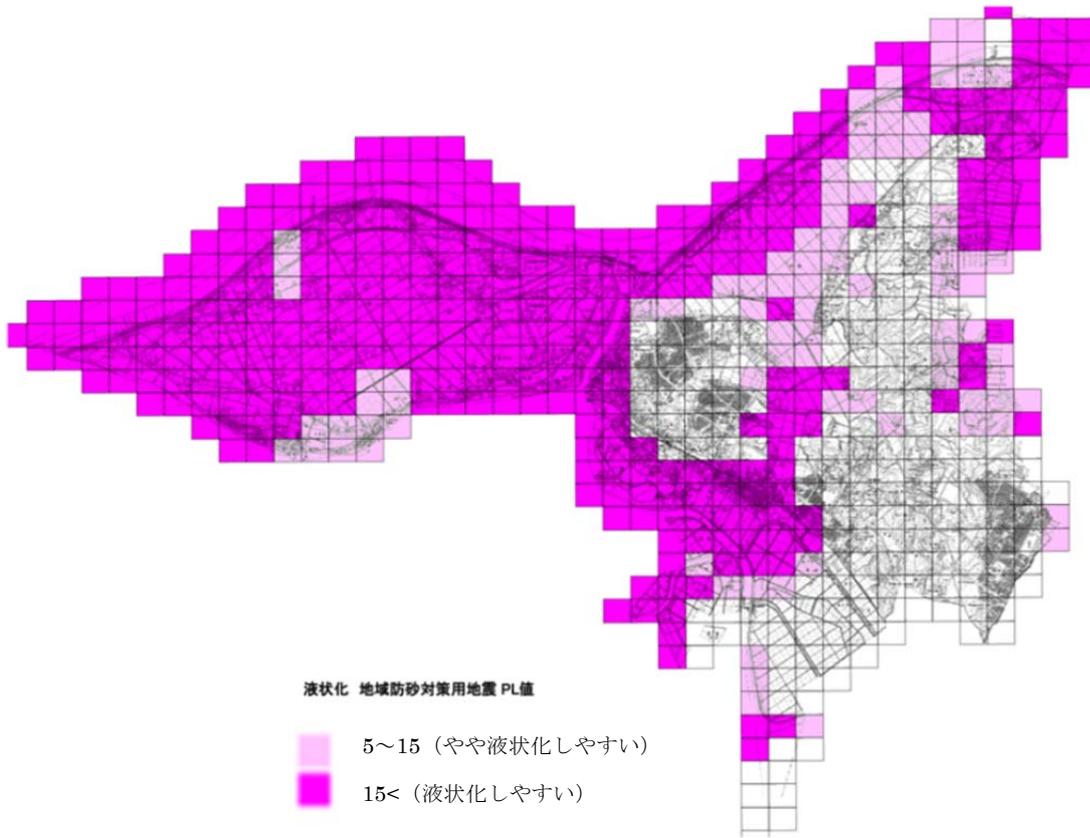
# 液状化等に関するマップ 印西市



# 白井市



# 栄町



## 2次審査 評価小項目No.13 地形の状況

大項目	地盤の安定性	最大減点	－ 15点
小項目	地形の状況	最大減点	－ 5点
評価方法	現地調査を実施し、候補地及び周辺の状況を確認します。 既存資料など必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき評価します。		

### 地形の状況（最大減点 － 5点）

減点	評価基準
0点	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。
－ 5点	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。
解説	<p>急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき、知事が指定した土地のことです。</p> <p>土砂災害警戒区域等とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された区域です。</p>
備考	<p>急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地崩壊危険個所Ⅰ、急傾斜地崩壊危険個所Ⅱ、急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面、急傾斜地崩壊危険区域指定地及び山腹崩壊危険個所を指します。</p> <p>土砂災害警戒区域等とは、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域を指します。</p>

## 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

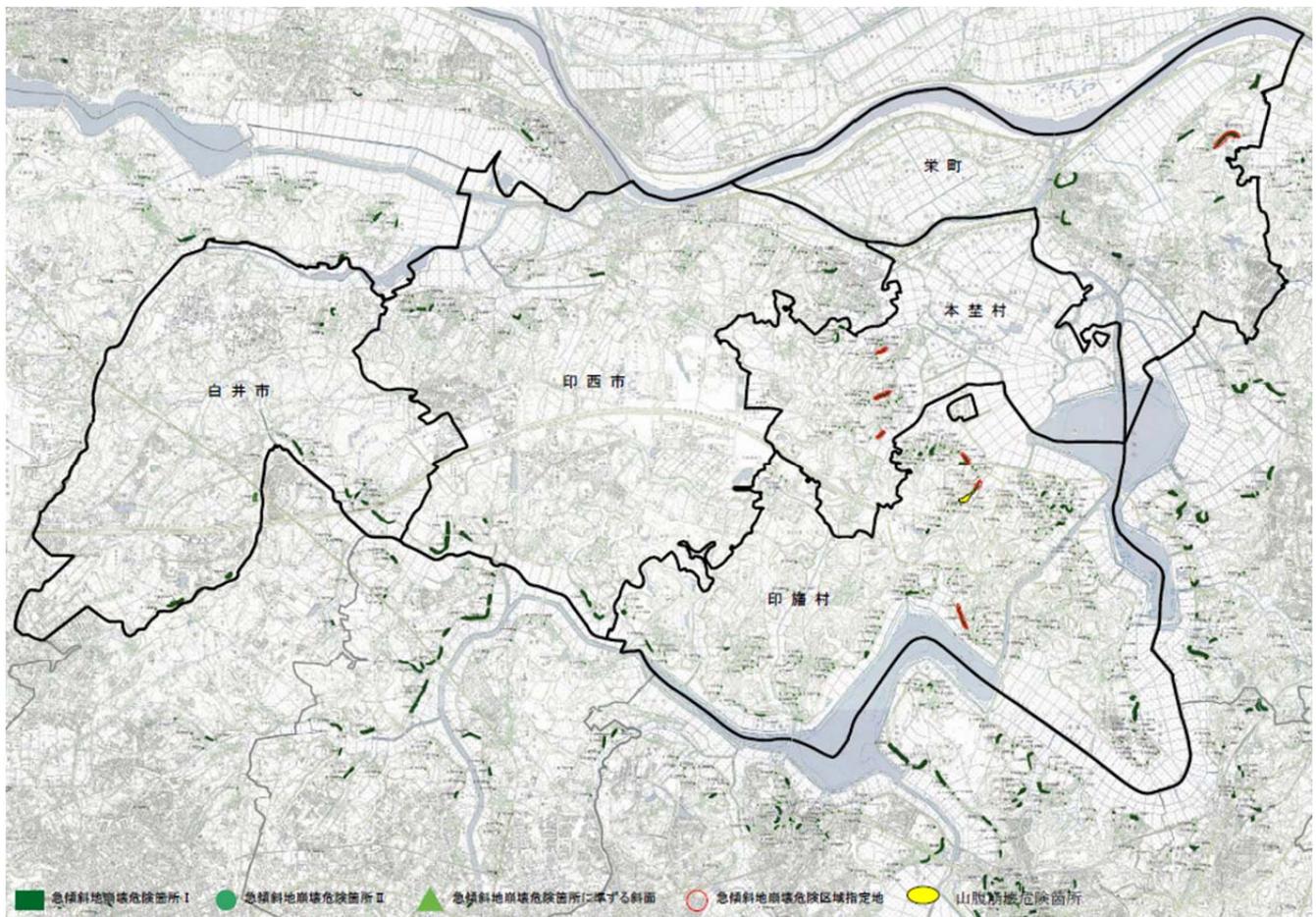
印西地区においては、急傾斜地崩壊危険個所Ⅰ、急傾斜地崩壊危険個所Ⅱ、急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面、急傾斜地崩壊危険区域及び山腹崩壊危険個所が存在します。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は以下の表に示すとおりです。

## 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

印西市				
地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号
辺田前	中根	13,954.12	昭和 55 年 4 月 15 日	67
松虫	松虫	3,574.00	昭和 56 年 1 月 28 日	72
花台	瀬戸	51,033.43	平成 4 年 10 月 27 日 平成 10 年 9 月 29 日	290
笠神	笠神	8,803.49	平成 8 年 3 月 26 日	356
株木	萩原	11,948.00	平成 12 年 3 月 24 日	409
戸崎	戸崎	13,054.00	平成 12 年 7 月 28 日	412
計 6 箇所		102,367.04		
白井市				
平塚 2	平塚	7,721.23	平成 24 年 12 月 18 日	520
栄町				
興津	興津	23,720.00	平成 16 年 11 月 2 日	472

## 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況マップ



## 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害の種類は、急傾斜、砂防、地すべりの3種類がありますが、印西地区においては、急傾斜のみが該当します。

## 土砂災害警戒区域等の指定状況

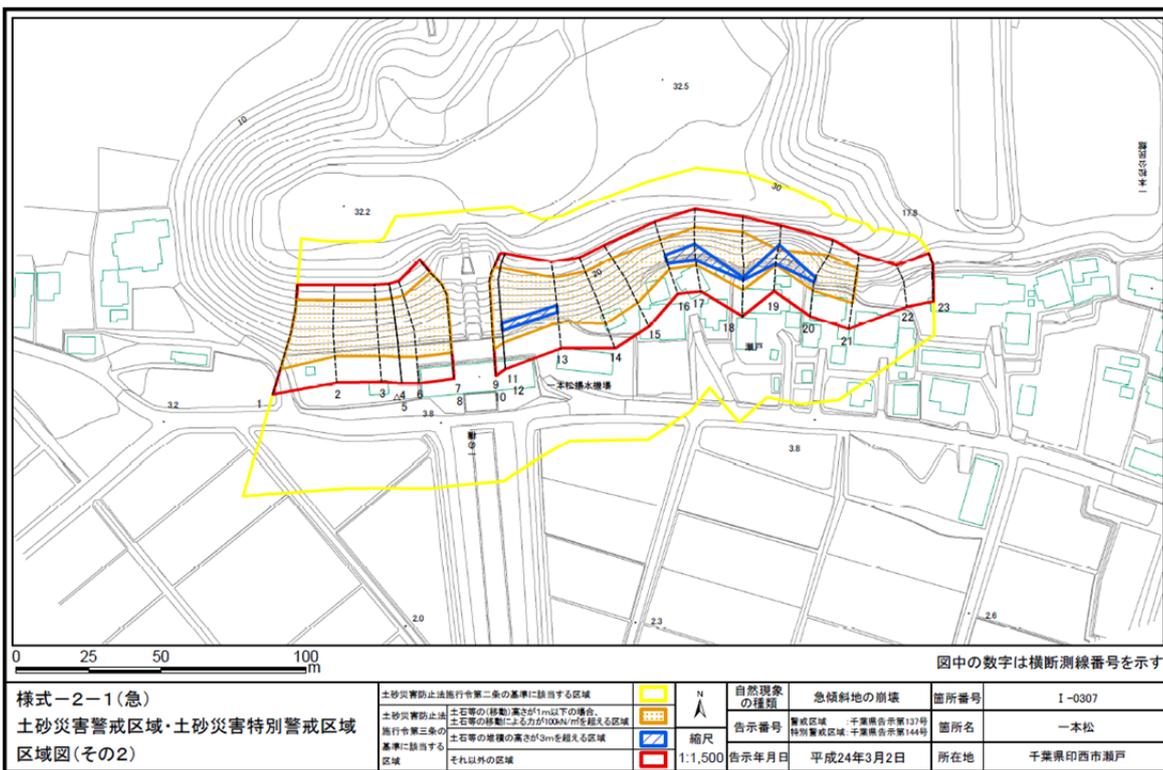
平成25年9月6日現在の指定状況

土砂災害の種類	土砂災害警戒区域等の指定 (箇所数)		
	印西市	白井市	栄町
急傾斜	86	11	8
砂防	0	0	0
地すべり	0	0	0

土砂災害警戒区域等について関係市町ごとの参考例示を記載しました。

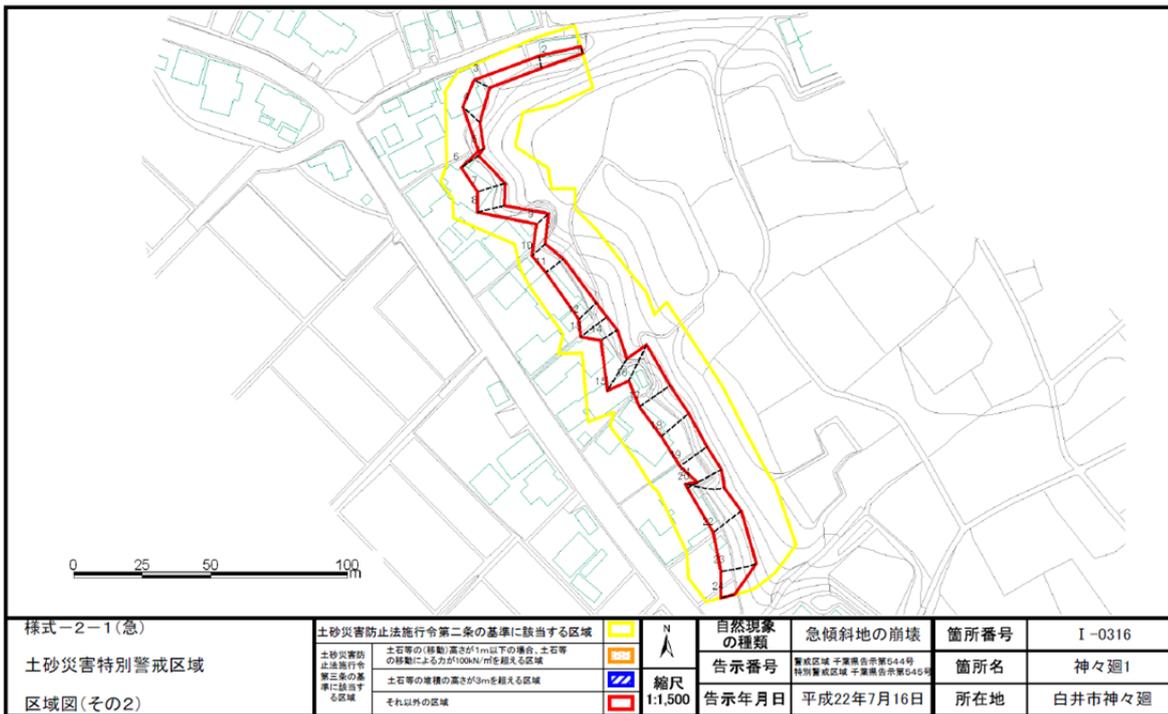
参考例示：印西市

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2-1)



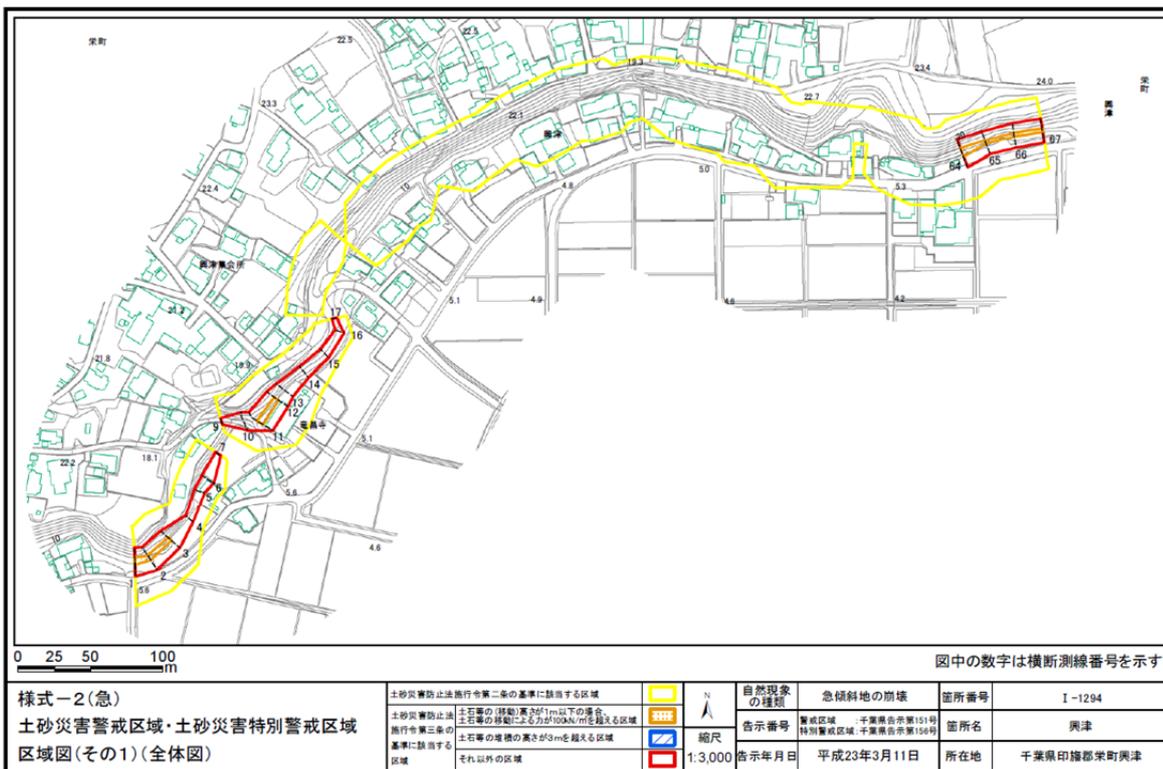
参考例示：白井市

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2-1)



参考例示：栄町

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)



### 3次審査 評価小項目No.14 周辺住民の理解度・協力度

大項目	住民合意形成の状況	最大加点	40点
小項目	周辺住民の理解度・協力度	最大加点	40点
評価方法	候補地が属する町内会・自治会等の同意書の有無及び周辺住民説明会等の状況により、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。ただし、想定されるアクセス道路ルートを買収用地は対象外とします。		

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大加点 40点）

加点	評価基準
0～40点	周辺住民の理解度・協力度の状況及び町内会・自治会等の同意書の有無等

### 3次審査 評価小項目No.15 概算事業費

大項目	経済性	最大加点	30点
小項目	概算事業費	最大加点	30点
評価方法	<p>① 用地取得費用 簡易不動産鑑定を行い、用地取得費用を算出します。</p> <p>② 基盤整備費用 造成費用、アクセス道路費用（新設又は拡幅）、電気、水道、下水道などのインフラ整備費などの概算費用を算出します。</p> <p>③ 収集運搬費用（30年間分） 印西クリーンセンターにおける年間収集運搬費用を用いて年間費用を算出します。</p> <p>④ 収益費用（30年間分） 蒸気利用など想定される収益費用を算出します。 以上の費用を算出し、下表の評価基準に基づき評価します。</p>		

概算事業費（最大加点 30点）

加点	評価基準
0～30点	<p>収益見込額を差し引いた概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分します。</p> $30点 \times \frac{\text{最も安価な概算事業費}}{\text{当該地における概算事業費} - \text{収益見込額}}$ <p>※小数点以下第1位を四捨五入し整数とします。</p>

### 3次審査 評価小項目No.16 地域活性化への寄与

大項目	地域社会貢献	最大加点	30点
小項目	地域活性化への寄与	最大加点	30点
評価方法	必要情報を地図に表示し、下表の評価基準に基づき総合的に評価します。		

総合的な評価に当たって想定する着目点（最大加点 30点）

加点	評価基準
0～30点	熱利用の可能性、地域産業への寄与及び雇用の場としての優位性等